

こども大綱に係る現在の状況と市こども計画について

1 こども大綱の概要

令和5年4月1日に日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども基本法が施行されました。

同法第9条第1項に国がこども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めることとなっており、同法第9条第2項に大綱には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項を定めるとされています。

また、「こども大綱」は、同法第9条第3項により下記の大綱の内容を含むものとするされています。

- ① 「少子化社会対策大綱」（少子化社会対策基本法）
- ② 「子供・若者育成支援推進大綱」（子ども・若者育成支援推進法）
- ③ 「こどもの貧困対策に関する大綱」（こどもの貧困対策の推進に関する法律）

2 こども大綱に係る国の動き

令和5年4月18日に開催された内閣総理大臣を長とする「こども政策推進会議」において、こども家庭庁に設置されている「こども家庭審議会」に対してこども大綱に係るこども施策の基本的な方針や重要事項について諮問されることが決定しました。

そのため、こども家庭審議会は、審議会の下に設置される基本政策部会においてこども大綱に係る諮問について調査審議することを令和5年4月21日に決定しました。

その後、令和5年5月22日を始めとして9回の基本政策部会が開催され、9月25日にこども大綱の策定に向けた「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等」中間整理（案）がこども家庭庁から公表され、中間整理（案）について、こども・若者の意見を聴く取り組みが進められています。

こども大綱は、令和5年中の策定（令和5年12月中）が予定されています。

3 市町村こども計画と津市の方針

こども基本法第10条第2項に「こども大綱」（県こども計画がある場合は当該計画も）を勘案して、当該市町村のこども施策についての計画である市町村こ

ども計画を定めるよう努めるものとする」と定められております。

また、計画の策定が義務づけられている、第2期津市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で計画期間が終了するため、令和7年度までに第3期津市子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。

上記のような状況を踏まえ、市町村こども計画は、他のこどもに関する計画と一体的に策定することが認められているため、津市としては、第3期津市子ども・子育て支援事業計画を包含した津市こども計画を策定する方針です。

津市こども計画策定にあたっては、子ども・子育て会議に随時、情報を提供し意見を伺いながら進めていきます。

なお、計画策定時においてこどもからの意見聴取を予定しており、今後、その方法などについて検討していきます。

参考

児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約は、18歳未満を児童と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定してものです。1990年に発行され、日本は1994年（平成6年）に批准しました。

こども政策推進会議

こども基本法第17条に規定されている内閣総理大臣を長とする閣僚会議です。こどもの大綱の策定も所掌事務となっています。

こども家庭審議会

こども家庭庁設置法第6条に規定されている専門家が委員を務める審議会です。内閣総理大臣又はこども家庭庁長官の諮問に応じて調査審議することや、関係法律の規定によりその権限に属された事項を処理します。